通知書

冠省

早速ですが，下記の通り通知致します。

私は貴社から雇用され，平成２７年４月１日から平成２９年４月３０日まで社員として労務を行っておりました。その間には長時間に及ぶ時間外労働等を続けてまいりましたが，それらに対する正当な賃金の支給を受けておりません。貴社においては客観的な記録を基礎とした労働時間の管理が行われているにも拘わらず，労働基準法第三十七条第一項等に定められた割増賃金等が支払われていないためです。

この度，専門家にも相談し法的見地から調査をしたところ，やはり，労働基準法に定められた賃金等が未払いであることが判明しました。

平成２７年４月１日から平成２９年４月３０日分

未払賃金　　　　　　　　　１，２３４，５６７円

遅延損害金及び遅延利息　　　　　２３，６５４円

請求額　　　　　　　　金　１，２５８，２２１円

（但し算定日は平成２９年５月１０日）

つきましては，本書到達後７日以内に前述の請求額を私の口座（東京銀行さいたま支店　普通預金　口座番号：１２３４５６７　口座名義人：残業太郎）に振り込む方法によってお支払い頂けるよう請求致します。未払賃金の詳細については，未払賃金計算書を別途郵送させて頂きましたのであわせてご確認下さい。万が一，本書到達後７日以内に入金の確認ができない場合，誠に遺憾ながら本件を含めた労働基準監督署への申告あるいは労働審判手続きの申立てを行う場合もございます。

しかしながら，私は本件を早期且つ穏便に解決することが双方のためであると考えており，司法の判断を仰ぐ形での解決を望んでいるわけではございません。貴社から関係法令に基づく反証あるいは適切なご提案があれば真摯に検討させて頂く用意もあることは申し添えます。

なお，今後の連絡等は文書のみとし，私や私の家族等への電話や来訪等の直接折衝はご容赦下さい。

草々